

正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

第12回 不良在庫はどうすればよい？

公認会計士・税理士 溝端 浩人
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。当社の取り扱う商品は、極めて流行性が強く、売れ残っている商品が相当数あります。利益が出ているので、決算でこれらの商品を処理できないかと思っているのですが、どのような方法が考えられますか？



まず、値段を下げたら売れるかどうかを検討されてはいかがでしょうか。もし、値段を下げても売れないような商品は、決算日までに実際に廃棄することで損失計上することができます。また、値段を下げたら何とか売れるような商品は、評価損を計上できるかどうかを検討しましょう。

なお、会計上、棚卸資産の時価が取得価額よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上することが必要となります（中小企業の会計に関する基本要領）。

しかし、法人税法上は、棚卸資産の評価は原則として取得価額によることになっているため、低価法を採用している場合や一定の事実が生じている場合を除き、評価損を計上してもその評価損は損金に算入されません。

解説

1 不良在庫の廃棄

不良在庫を廃棄して損失を計上しようとする場合、必ず期末までに実際に廃棄することが必要です。決算日後に廃棄すると、帳簿上廃棄による損失計上処理をしても、その期の損金とは認められませんので、決算日までに廃棄したことを証明する資料（廃棄業者の証明書等）を整えておくことが大切です。

2 棚卸資産の評価損

棚卸資産については、原則として評価損の損金算入は認められません。

しかし、棚卸資産が台風等の災害によって傷んだり、日焼けや型崩れ等によってその価値が下がり通常の方法では販売することができないような場合（下表参照）には、損金経理によって帳簿価額から減額することで、評価損を損金に算入することができます。

評価損の計上事実	具体例
(1) 災害による著しい損傷があったこと	● 台風等による災害が元で損傷し、今後通常の価額で販売することができなくなっていること
(2) 著しく陳腐化したこと	● 売れ残った季節品（極めて流行性が強いものをいいます）で、今後通常の価額では販売することができないことが既往の実績等からみて明らかであること ● 型式、性能、品質等が著しく異なる新製品が発売されたことにより、今後通常の方法によっては販売できなくなったこと
(3) その他	● 破損、型崩れ、棚ざらし、品質変化等により通常の方法では販売することができなくなったこと

（注）棚卸資産の価額が、単に物価変動、過剰生産、建値の変更等の事情によって低下しただけでは、評価損の計上は認められません。

留意点

評価損を計上するためには、期末の時価がいくらであったかを証明することが必要です。単なる見込価格というのでは根拠が弱いので、納品伝票、請求書、見積書等で期末の時価を説明できるようにしておきましょう。

著者紹介



みそばた ひろと
溝端 浩人（公認会計士・税理士）
朝日監査法人（現有限責任あすさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき
松本 栄喜（税理士）
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。
【事務所】大阪市淀川区西中島

著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

